

小規模事業者  
持続化補助金

パワハラ防止法  
対策の対応等

専門家による

# 個別経営相談会

当所では、12月7日（火）より令和4年1月まで、小規模事業者持続化補助金等の事業計画作成や、令和4年4月より中小企業対象に義務化されるパワーハラスメント防止措置の対応策（就業規則の変更、労務管理対応等）を考える企業向けに、下記日程により無料で個別相談会を開催致します。

相談内容につきましては、次のような内容を受け付けます。

- ・小規模事業者持続化補助金、融資対策などの事業計画づくり等
- ・パワーハラスメント防止法対策としての就業規則変更のポイント、労務管理対応等

## ＜相談会日程等について＞

◆相談会場 北見経済センター 会議室

◆相談時間 1件につき最大60分間となります。

◆タイムスケジュール (1) 13:00～14:00 (2) 14:00～15:00  
(3) 15:00～16:00 (4) 16:00～17:00

◆12～1月の相談日予定（相談日は基本的に週2回（火・金）ですが、休み等で変更する場合があります）

<12月> 7日（火）、10日（金）、21日（火）、24日（金）

<1月> 7日（金）、11日（火）、14日（金）、18日（火）、20日（木）、25日（火）、28日（金）

※スケジュールは随時当所ホームページ等にも掲示致します。

◆相談体制について 来所が難しい方は巡回相談や電話・オンライン相談も受け付けます。

## ＜専門相談員＞

藤田貴史氏



合同会社 ふじた経営企画  
代表社員

（中小企業診断士、社会保険労務士、  
中小企業庁北海道よろず支援拠点  
コーディネーター）



◆相談予約等連絡先◆ ※予約優先により、下記にお問合せ下さい。

当事業事務局：0157-23-4111（担当：地域振興部 後藤、宮本）